

## 相談室便り 2008年12月号

まわりの山々の頂が白くなり、朝の散歩では厚い霜柱を見るようになりました。日ごとに寒さが厳しくなりますね。今年も残すところあとわずか。思い返してみると今年は、うれしいニュースより悲しい、惨い、そして腹立たしいニュースばかりが思い出されます。来年こそは、穏やかな良い年であってほしいと願わずにはいられません。干支の丑のように、ゆったりとのんびりと過ごしたいものですね。

今回は＜B型・C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療費助成事業＞と＜全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）＞についてご説明いたします。

### ＜B型・C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療費助成事業＞

#### 1 目的

B型・C型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が有効であれば、ウイルスを除去することができ、その後の肝硬変、肝がんの発症を防ぐことが可能です。しかし、インターフェロン治療は治療費が高額であり、そのことが治療を受ける上での妨げになっています。このため、群馬県では、治療を受けやすくするため、肝炎患者のインターフェロン治療費の一部を助成する事業を、本年4月1日から始めました。

#### 2 対象になる方

群馬県に在住の方

B型およびC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として行なうインターフェロン治療（保険適用）を受ける方

医療保険に加入している方

#### 3 助成の内容

この制度は、B型およびC型ウイルス性肝炎治癒を目的としておこなわれるインターフェロン治療にかかる医療費から、医療保険を除いた額が公費負担の対象となりますが、1ヶ月あたり下記に示す世帯の市町村民税額に応じた一部自己負担があります。

A	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 65,000 円未満の場合	1ヶ月 10,000 円
B	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 65,000 円以上 235,000 円未満の場合	1ヶ月 30,000 円
C	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円以上の場合	1ヶ月 50,000 円

#### 4 助成の期間

受給者証の有効期間の始期から1年間

#### 5 申請方法

申請窓口：申請者の住所地を管轄する保健福祉事務所

必要書類：

肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書：治療を開始する医療機関、または保健福祉事務所にあります

医師の診断書：インターフェロン治療を開始する医療機関で作成

住民票：同一世帯に属するすべての方の記載があるもの

市町村民税課税証明書：申請者および申請者と同一世帯に属する方の分

申請者の氏名が記載された被保険者証の写し

印鑑

## 6 申請が認定されると

- ・「肝炎インターフェロン治療受給者証」と「自己負担上限額管理票」が交付されます。
- ・上記をインターフェロン治療を受ける医療機関の受付窓口に被保険者証と一緒に提示してください。
- ・申請から受給者証が届くまでの間の治療費は、立替払いとなります。受給者証が届いた後に、払い戻しの請求をすることができますので、領収書は必ず保管しておいて下さい。

## <全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）>

- \* 平成20年10月1日から、政府管掌健康保険（政管健保）は、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に変わりました。新しい被保険者証への切り替えは、順次行なわれるそうです。切り替えが完了するまでは、現在の被保険者証がそのまま使用できます。
- \* 保険給付の内容は同じです。
- \* 協会けんぽ（各都道府県支部）が行なう業務
  - ・被保険者証の発行
  - ・健康保険給付（傷病手当金等）の申請受付、給付金の支払い
  - ・任意継続等に関する手続き
  - ・検診、保健指導などの保健事業
  - ・医療機関等からの医療費の請求書（レセプト）の点検以上の業務は各都道府県支部で行いますが、申請、手続き等は支部の職員の巡回等により、社会保険事務所でも行なっています。
- \* 引き続き社会保険事務所が行なう業務
  - ・健康保険の加入手続き
  - ・保険料納付の手続き
- \* 厚生年金および国民年金の事務処理は、今までどおり社会保険事務所で行います。

全国健康保険協会群馬県支部：住所 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル  
電話番号 027-219-2102

以上、簡単に<B型・C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療費助成事業>ならびに、  
<全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）>について、ご説明させていただきました。

何かわからないこと、ご心配なことがございましたら、いつでも当院のソーシャルワーカーにお声をかけてください。

北関東循環器病院 地域連携室  
医療相談室